

野田市告示第56号

野田市公契約条例に規定する賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の最低額は、別表のとおりとする。

令和2年3月25日

野田市長 鈴木 有

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額（告示日以降に締結する契約から適用）

1 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	2,561	27 普通船員	2,455
2 普通作業員	2,157	28 潜水士	4,229
3 軽作業員	1,573	29 潜水連絡員	3,007
4 造園工	2,253	30 潜水送気員	3,007
5 法面工	2,731	31 山林砂防工	2,859
6 とび工	2,944	32 軌道工	5,037
7 石工	2,922	33 型わく工	2,667
8 ブロック工	2,689	34 大工	2,720
9 電工	2,487	35 左官	2,901
10 鉄筋工	2,986	36 配管工	2,370
11 鉄骨工	2,657	37 はつり工	2,667
12 塗装工	2,859	38 防水工	3,082
13 溶接工	3,029	39 板金工	2,965
14 特殊運転手	2,550	40 タイル工	2,476
15 一般運転手	2,264	41 サッシ工	2,710
16 潜かん工	3,188	42 屋根ふき工	2,614
17 潜かん世話役	3,772	43 内装工	2,922
18 さく岩工	3,177	44 ガラス工	2,646
19 トンネル特殊工	3,209	45 建具工	2,635
20 トンネル作業員	2,582	46 ダクト工	2,338
21 トンネル世話役	3,592	47 保温工	2,412
22 橋りょう特殊工	3,220	48 建築ブロック工	2,561
23 橋りょう塗装工	3,315	49 設備機械工	2,444
24 橋りょう世話役	3,613	50 交通誘導員A	1,594
25 土木一般世話役	2,550	51 交通誘導員B	1,382
26 高級船員	3,103		

2 その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	3,379	57 船団長	3,103
53 電気通信技術員	2,274	58 潜水世話役	4,229
54 製作工（橋梁）	2,922	59 機械設備製作工	2,689
55 機械工	3,029	60 機械設備据付工	2,550
56 助手	2,157		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。